

居宅介護支援重要事項説明書

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 慶寿会		
代表者名	小 笹 貴 夫		
法人の所在地	茅ヶ崎市下寺尾 1835-2		
電話番号	0467-52-8711	F A X 番号	0467-52-8712
業務の概要	社会福祉事業経営		
事業所数	6		

2. 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人慶寿会 平和町介護サービスセンター		
事業所の所在地	茅ヶ崎市松が丘 1-7-34-2 ZEN 茅ヶ崎 2 階		
電話番号	0467-58-5700	F A X 番号	0467-58-5552
介護保険事業者番号	1 4 7 2 4 0 1 2 5 4		
指定年月日	平成 17 年 10 月 1 日		
併設サービス	訪問介護. 指定第 1 号訪問事業.		
管理者氏名	石黒 秀樹		
通常の事業実施地域	茅ヶ崎市 藤沢市の一部（辻堂 1 丁目、2 丁目、3 丁目、6 丁目）		

3. 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	課題分析用紙を使用し、厚生労働省の標準課題項目に準じて最低月 1 回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

3. 事業所の職員体制等

職 種	業 務 内 容		専従	兼務
管 理 者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。	常勤		1
介護支援専門員		常勤	2	1

		非 常 勤	1	
事務員	事務処理・請求業務等	常勤		
		非 常 勤		

＊常勤とは、週に40時間勤務する者を指し、非常勤はそれを下回る勤務時間の者を指す。

4. 事業者は安全衛生管理規定に基づき、従業者に定期健康診断を行う等安全衛生に配慮するとともに、専門職としての技能向上のための研修の機会を確保しています。

5. 営業日、営業時間、サービス提供時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとする 日曜日及び年末年始は12月30日から翌年の1月3日まで休業とする		
営業時間	平日	土曜日	祝日
	8：30～17：30	8：30～17：30	8：30～17：30
サービス提供時間	8：30～17：30	8：30～17：30	8：30～17：30

6. 24時間連絡体制の確保と必要時、相談に応じます。 電話 0467-58-5700

7. 利用者負担金

費用負担はありません。ただし、保険料を納期限から一年以上滞納している場合は「支払方法の変更」となり、この費用をいったん事業所に支払いただき、後日払い戻しを受けていただくことになります。

8. 守秘義務又は、秘密の保持

(1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

(2) あらかじめ契約により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

(3) 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシーの保護のため従業者教育し、業務マニュアルを作成しています。

9. 緊急時、事故発生時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、御家族、主治医、救急機関等に連絡します。

10. 居宅サービス計画の作成にあたって利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス

事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。また、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合の説明を行います。（別紙）

11. 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる為、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝え頂く必要があります。

そのため日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管するようお願いします

12. 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

13. ハラスメント対策

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発、相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者を定めること等により、労働者に周知しています。

14. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービス等の提供を受けられるよう、提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施します。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施します。

15. 感染症対策

感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めて、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催します。

また、従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該

事業所が定期的な教育（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施します。

16. 虐待の未然防止

事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促し、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応をします。従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をします。

以上の観点を踏まえ、

① 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催し、必要に応じ他のサービス事業者との連携等により行います。

②虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待の防止の徹底を行います。研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

17. 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ i	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が１～39 件	要介護 1・2	1076 単位
		要介護 3・4・5	1398 単位
居宅介護支援費Ⅰ ii	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が 40～59 件	要介護 1・2	539 単位
		要介護 3・4・5	698 単位
居宅介護支援費Ⅰ iii	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	323 単位
		要介護 3・4・5	418 単位
居宅介護支援Ⅱ一定の情報通信機器（AⅠを含む）の活用又は事務職員を配置			
居宅介護支援費Ⅱ i	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が１～44 件	要介護 1・2	1076 単位
		要介護 3・4・5	1398 単位
居宅介護支援費Ⅱ ii	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が 45～59 件	要介護 1・2	522 単位
		要介護 3・4・5	677 単位
居宅介護支援費Ⅱ iii	介護支援専門員１人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	313 単位
		要介護 3・4・5	406 単位

14. 利用料金及び居宅介護支援費〔減算〕

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に ８０％以上集中等（指定訪問介護・指 定通所介護・指定地域密着型通所 介護・指定福祉用具貸与）	１月につき２００単位減算
-----------	--	--------------

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算
--------	---	--------------

15. 特定事業所加算

算定要件	特定事業所加算(I)	特定事業所加算(II)	特定事業所加算(III)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤：1名以上 非常勤：1名以上（非常勤は他事業所との兼務可）
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6)当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事情を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○

(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 40 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は 45 名未満）であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成 28 年度の介護支援専門員実践研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

16. 特定事業所医療介護連携加算

特定事業所医療介護連携加算	1 2 5 単位
(1) 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が 3 5 回以上	
(2) 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定	
(3) 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること	

17. 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を 作成する場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから 4 日以上 7 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	100 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ） イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位

加算について

ロ）退院・退所加算（Ⅰ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者	600 単位
--------------	-------------------------	--------

ロ	係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	
ハ) 退院・退所加算 (Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価	50 単位

18. 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号 0467-58-5700 F A X 番号 0467-58-5552 担 当 石黒 秀樹・石田 啓子・宮川 満・山中 恭子 責任者 石黒 秀樹 対応時間 8：30～17：30
------	--

公的機関においても、次の機関へ苦情申し出等が出来ます。

市町村介護保険相談窓口 (茅ヶ崎市福祉部介護保険課給付担当)	所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 電話番号 0467-81-7164 (直通) 対応時間 8：30～17：00 (土日祝日、年末年始を除く)
市町村介護保険相談窓口 (藤沢市役所介護保険課)	所在地 藤沢市朝日町 1-1 電話番号 0466-50-3527 対応時間 8：30～17：00
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町 27-1 電話番号 045-329-3447 利用時間 8：30～17：15

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名の上、各自1通を保有するものとし
ます。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

所 在 地 茅ヶ崎市松が丘 1-7-34-2 ZEN 茅ヶ崎 2 階

法人名 社会福祉法人慶寿会

事業者名 社会福祉法人慶寿会 平和町介護サービスセンター

管 理 者 石黒 秀樹

説 明 者 _____

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に
同意しました。また、第8条第2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____